

令和5年度周南市防災会議会議録

- 1 開催日時 令和5年5月29日（月） 10時00分～
- 2 開催場所 周南市役所 1階 多目的室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者2名
（報道機関3社、陪席4名）
- 5 議題 周南市地域防災計画修正案について

（事務局）

定刻となりましたので、これより、会議を開催いたします。開会に先立ちまして、周南市民憲章の唱和をいたします。恐れ入りますが、皆様ご起立いただき、周南市民憲章をご覧下さい。最初に私が全文を読み上げますので、皆さまと一緒に後の市民憲章をご唱和下さい。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。御着席下さい。

それでは、これより、令和5年度周南市防災会議を開催させていただきます。委員の皆様には、ご多忙の折、本会議にご出席いただき、ありがとうございます。本日の委員のご出席は、総数44名の内、代理出席7名を含めた42名となっていることを申し添えいたします。私は、本日、事務局として会議の進行役を務めさせていただきます周南市防災危機管理課の梅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております次第に沿って進行させていただきます。まず、周南市防災会議会長の、周南市長、藤井律子のご挨拶申し上げます。

（市長）

皆様おはようございます。周南市長の藤井律子でございます。

本日は、大変お忙しい中、周南市防災会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、平素より、市の防災行政の推進につきまして、格別の御支援御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、日本各地で地震が頻発しております。先日5月5日には、石川県能登地方で最大震度6強の地震が発生しおひとりの方がお亡くなりになられ、また多数の負傷者が出ております。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さ

まにお見舞いを申し上げます。私たちはこの現実を常に自分事としてとらえ、日頃から災害への準備を行い、いざ災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめる減災、及び早期復旧へ向けての取組が最も重要となります。

本市におきましては、市民の防災に関する意識啓発を目的として、後ほど会議の中で説明がございしますが、解説動画付きのWeb版ハザードマップを公開しております。また、本年11月には周陽地区で総合防災訓練を実施するほか、地域防災力の要となる自主防災組織の活動支援など、様々な取組を行っているところです。これからも、市民、地域、企業、行政が相互に連携し、思いを一つにして、本市の防災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、周南市地域防災計画の修正等についての、審議を予定しております。皆様の忌憚のない御意見をいただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本日お集まりいただきありがとうございます皆様には、周南市防災会議条例第3条の規定により委員をお願いいたしております。本来なら、お一人ずつお名前を読み上げて御紹介するところですが、資料の委員名簿を以て、御紹介に代えさせていただきます。

それでは、次第4の議題に入りたいと思います。周南市防災会議条例第3条第3項で「会長は、会務を総理する」となっておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、藤井会長よろしくようお願いいたします。

(会長)

それでは、本日の議事に入りたいと思います。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

まず、議題(1)周南市地域防災計画の修正(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

皆さまおはようございます。防災危機管理課の深海と申します、よろしくお願い申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それではお手元の令和5年度周南市防災会議資料4ページをお開きください。周南市地域防災計画の修正についてご説明申し上げます。今般の修正につきましては、事前に新旧対照表をお配りさせていただいておりますが、誤記の訂正や、表現の適正化など軽微なものも含まれております。本日は主なものをご説明させていただきます。まず本市災害対策本部体制(地震対策)の見直しを本資料に基づき説明をさせていただきます。

体制基準見直しの内容について「災害対策本部体制」基準を「震度5弱」から「震度5強以上」といたします。これは近年の全国の地震の被害の状況、気象庁震度階級の解説、山口県の災害応急体制等を勘案し、地震の規模に応じた効果的かつ適切な災害体制とするため、災害本部委体制を見直すものでございます。山口県につきましては、表の下段に示

しておりますが、令和4年度に災害応急体制に「特別警戒体制」の新設が行われ、地震時の体制の見直しが行われました。また、本表には記載しておりませんが、市の「災害本部体制」につきましては、風水害対策について、平成30年7月豪雨後、体制の明確化を図り、より災害規模に応じたものとするため、新たに「災害警戒本部体制」を追加したところです。こうした経緯を踏まえまして、本市における地震対策の体制基準を災害規模に応じたものに見直すものです。周南市の現在の地震対策における体制は、表の赤字で書いてありますが、改正前に表に示しております、「震度3」の地震が発生した場合は、「第1警戒体制」。「震度4」の地震が発生した場合は、「第2警戒体制」。「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、「災害対策本部体制」の3段階の体制としております。「災害対策本部体制」基準は、「震度5弱以上」としており、震度階級が「5弱」、「5強」、「6弱」、「6強」、「7」と幅が広いものとなっています。このため、改正後の欄のとおり、「災害対策本部体制」を細分化し、「震度5弱」につきましては、「災害警戒本部体制」とし、「震度5強」以上を「災害対策本部体制」に見直しいたします。山口県の災害対策本部体制職員配備は、表の下段の方に示しておりますとおり「震度6強」とされていますが、本市においては、南海トラフ巨大地震の想定で、最大震度が「5強」と想定されておりますので、「震度5強」からを災害対策本部体制にしたいと考えております。表の中段に各体制の主な職務内容を記しています。「第1警戒体制」は主な職務を情報収集とし、一番規模の小さい体制となります。「第2警戒体制」は、主な職務を情報収集、施設被害調査、連絡活動、災害予防対応となります。「災害警戒本部体制」は「災害対策本部体制」に準じたもので、一部を除くほとんどの関係所属が配備し、応急対応にあたるるとともに、被害規模の大小など被害状況を見極めることとしています。よって、初動が「災害警戒本部体制」であっても、相当規模の被害が確認された場合や、長期にわたる被害対応が必要となった場合などにおいては、全職員の対応が必要となりますので、直ちに「災害対策本部体制」に切り替えます。「災害対策本部体制」は、市の総力をあげて、長期にわたる場合には職員が交代で任務を行い、同時に災害時においても必要な業務の継続を行っていきます。市の体制だけでは対応が難しい場合には、他市町への応援要請、自衛隊派遣などの検討も行います。いずれにいたしましても、災害規模に応じた、よりの確かつ円滑な体制とする見直しを行い、万全な災害対応を行ってまいりたいと考えております。次に、資料6ページをお開きください。その他の修正につきましては、主なものを記載しております。これは、山口県地域防災計画の修正に伴うもの、及び昨年度、関係機関に照会をさせていただき、その回答を踏まえ、修正をさせていただいたものとなります。当課の和泉の方から説明いたしますので、説明を交代させていただきます。

ただいまご紹介にあずかりました防災危機管理課の和泉と申します。それでは、私の方から防災計画の修正について説明をさせていただきます。前のスライドに沿って説明させていただきます。主な修正点としましては、昨年度は災害対策基本法の改正など色々項目がありましたけれど、今回は大きなものはあまりありませんで、主に県の県防災計画の修正に伴うもの、今お話のありました災害対策本部体制の見直しに伴うもの、その他現場の体制の見直しによるものがあります。主なものとしましてはですね、特に避難所ですね、女性の視点からの対策が色々言われるようになってですね、その点の項目の追記がなされ

ております。主なものとしましては避難所の運営管理、運営に関する事、主に女性の視点に配慮した対策が必要と言われております。周南市でも今お手元にピンク色の資料がありますけれども、女性の視点からのしゅうなん防災ということで、これは令和2年度に作成をいたしまして、いろんな準備が必要、男性の目線だけでは気が付かないものというのがたくさんございまして、こういったところにも啓発に力を入れております、また、毎年自主防災組織の方を対象に防災の研修会を実施してございまして、昨年度はですね、女性の視点からの避難所運営といった内容で研修をさせていただきまして、多数の女性の方にも参加していただいております、そういったことを考えるとといったことも進めております、引き続き市としてもそういったところに注意して取り組んでいきたいと考えております、他には昨年ご紹介した、令和3年5月の災害対策基本法の改正で、避難行動要支援者の個別避難計画のことについて、内容を追加しております、その他ですね、避難所対策についてもこちらの関係で福祉避難所等の施設というのを追加しております。近年、避難者の数というのが、市内でもかなり増えております、昨年も9月に台風がありまして、400名以上の方が市内でも避難をされてございまして、特に令和2年度くらいから避難者の数が増えてきてございまして、その中にはですね高齢者など配慮が必要な方というのも増えてきております。そこで今年度からですね、一番下に書いてあるんですけど、「要配慮者支援班」という避難、災害時対応というのを作りまして、主に福祉部局の職員で対応するんですけどもやはり、避難所の中で要配慮者に配慮した対応というのをですね、体制を強化しております。

その他ですね、主な内容としましては、文言の修正、こちらは本編第3篇第6章、水防計画。第4編第3章、保健衛生・動物愛護管理。第4編第5章、緊急輸送活動。第5編第3章応急住宅対策など、文言の修正を行っております。その他2番目の災害対策本部体制の見直しに伴うものとしては、ただいま深海の方から説明のありました、地震の体制に関する災害警戒本部体制というのを新たに追加しまして、4段階での体制ということで修正をしております。こちらはやはり、周南市、山口県は地震が比較的、全国的に見ても少ないところではあるんですけどやはり、最近全国的にあちこちで結構強い地震が発生してございまして、また以前から言われてございまして南海トラフの巨大地震、こちらもいつ起こってもおかしくないということになってございまして、周南市では南海トラフの想定が5強、活断層というのがありまして、最大震度が6強ということで想定されてございまして、東日本大震災から13年近く経ってございまして、いつこのあたりで大きな地震が起こってもおかしくないということがございます、そういったことで体制を見直して、さらに強化をしていければと考えております。最後にその他関係機関からの意見等を踏まえたものということで、こちら和田地区自主防災協議会が地区防災計画を作成しまして、こちらを提出いただいております、今回防災計画にも反映しているところですので、こちらの制度も東日本大震災以降ですね地区防災計画という制度が新たにございまして、今まで10地区に提出いただいております。

以上簡単ではございますけれども防災計画の見直しの内容とさせていただきます。

(会長)

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問ございませんでしょうか。

(委員)

質問でございます、体制のほうを今見させていただいて、第2警戒体制並びに、災害警戒本部体制の段階で、市の施設が被災しても、被災というか被災状況確認の段階では、建築課の職員は体制の中に入ってこないのは何でだろうなと思って、その説明があれば別にかまわないんですけども、普通に考えて市の被災設備の被災した所管施設の被害調査は各課がやるけど、いざ動くというときに建築課はそれからやっとなんかやってくるというのはなんでそういった形になるのかなと不思議に思いました。で例えば県庁なんかですと、出先の機関に建築の職員が全員居るからですね問題がないんでしょうけど、市の場合、所管施のそのチェックをかけるところと、すぐに初動態勢で動くという意味で行くと、建築課のこの早い段階で、第2警戒体制で入れたほうがいいんじゃないかと、私の感覚的な問題なので、別にそういうところまで必要ないんだというご回答であれば構いません、よろしくお願いします。これは単なる質問です

(会長)

はい、どうぞよろしく。

(事務局)

はい、建築指導課のほうが、基本的に施設所管課がいわゆる調査とか、するんですけど、指揮統制部、われわれ本部の指揮統制部のほうに建築指導の職員、そういったものが入っております。

(委員)

ここの表にない無いもので確認が取れるということですね、はい、理解しました、ありがとうございます。

(会長)

先生よろしいですか、ありがとうございます、他には何かご質問ご意見ありますでしょうか？はい、無いようでしたらそれではお諮りをいたします。周南市地域防災計画の修正案についてご承認いただけますでしょうか、はい、うなずいてくださっていますので、反対ないですか、はい、それでは原案のとおり決定いたします。

それでは、次第5その他についてまず事務局からWeb版ハザードマップ更新について、報告をお願いします。

(事務局)

それでは皆さま、お手元の資料の7ページをご覧ください、せっかくの機会ですので市の今やっている事業についてお話をさせていただければと思います。今市のほうではWeb版ハザードマップというのを平成28年度から導入しております。これは市のホームページ、防災危機管理課のホームページから見れるものでしてこれをクリックしていただくと、航空写真でもともとやっておったものですが、昨年度ですね色々機能を追加いたしま

した、そのなかで、地図の表示というものを追加いたしまして、こちらをクリックしていただくとこのようにですね、地図上でもハザードマップがご覧になれるようになりました。こちらには印刷の機能というのもつけておりまして、下のほうの印刷というボタンを押していただきますと、こういう形で印刷もできるようになっております。こういったものを導入、強化した経緯につきましてはやはり今、デジタル化というのが盛んに言われておりまして、そういったところをさらに強化していくということで、これはスマートフォンでもご覧いただけるものですので、やはり今、スマートフォンがかなり普及しております。紙ですと限られた情報しか載せることができないですが、こういったインターネットを介した情報であれば色んな用途にも活用できるということで、こういったところを強化しております。これまでハザードマップを作成しているんですけどもやはり、地域ごと、災害ごとに紙で表せることには限界があります、またある程度の画角、大きさでしか見ることができない、ただ、こういったものと自由に拡大したり縮小したり、自分の必要な場所を確認できたりということになっております。あと、もうひとつ今防災教育というのを学校でも盛んに力を入れておりまして、そういったものにも活用できるということで、こういったところを強化しております。市のほうでも出前トークや、学校の授業におじゃますることもあるんですけど、こういったWeb版を見せながら授業をすると子どもたちも興味をもってですね授業に取り組んだり、今、iPadを使用した授業を小学校でやっておりますので、こういったものにも使えるものになっております。あと他に追加した機能として、災害の仕組みの動画をつくりまして、これは小中学生がこの動画を見て学べるようなものとして、土砂災害や洪水といったものの解説を見れるようになっております。こういったものを学校のほう、教育委員会のほうにもお話をさせていただいて、教育の場で活用いただけるようどんどん紹介をしているところです。やはり市民の皆さんにもご利用いただいて、普段のいろいろな業務のなかでもこういったものというのが使えるのではないかと、民間の企業さんでもやはり災害について考えるというのがございますので、こういったものをどんどん活用させていただいて、周南市としても啓発の一助となればというところで考えております。その他、今お手元にですね黄色い冊子の「しゅうなん防災」というのがあるかと思うんですが、これは5年前、ちょうど熊毛の豪雨があった後の作成をしたものですが、これはもう、ちょっと年数が経って、内容もその間にいろいろ更新されたりしておりますので、今年度新しいものに更新する予定にしております、これも更新作成したものを市民の皆さまに配布する予定としております。だいたい時期としては、順調にいつて10月ぐらいには配布できるのではないかと考えております。最後にですね、お手元に、これは气象台からの資料なんですけど「顕著な大雨に関する気象情報」ということで一枚の紙があると思うんですけど、先日气象台の方からもご説明いただいたんですけども、顕著な大雨に関する情報というものの発表が、情報の内容が変わるということでして、こちらが今まではですねこういう顕著な情報で、線状降水帯という最近ニュースで聞く機会があると思うんですけど。これが発生したときに今までは情報を発表しておったという、この赤い実線の丸がそれになるんですけど、これからこの5月25日からはですね、30分前から、発生の30分前からこの顕著な大雨に関する気象情報というのが発表されるということで、変わっております。これが警戒レベルの4相当ということで、今後、市のほうでもこういった情報を踏まえながら、体制の判断をしていく必要があると考えておりま

す。事務局からは以上となります。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの項目につきましてご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

7ページのWeb版ハザードマップの更新についてですけど、ここで高潮、浸水想定についての図がありますが、福川南小学校、みなみ会館、ここはちょうど避難所だろうと思うんですけど、そういうところへ避難する人、または避難場所として適切かどうか、というのは見直しが必要になるのか、それともこのままで、浸水の場合は不適ということやってしまうのか、その辺をちょっとお聞かせください。

(事務局)

避難所について、場所とかによると思うんですけど、今回その想定自体がですね、想定最大規模というものでして、日本で一番強い台風、過去に来た一番強い台風が一番最悪なコースを通った場合にこれくらい浸水するというような想定で作っております、台風の程度によってどのくらい浸かるというのは変わってくると思うんですけど、やはりその辺の状況を見ながら、こちらでも使える使えないの判断を個別にしていきながら、避難所としての利用を考えていく必要があるかということと考えております。あと台風に関してはですね、高潮に関しては台風ということである程度事前に予測がつくような状況となりますので、高潮による避難指示等を出す場合には、より高いところになるべく避難するということが基本にですね、こちらとしても避難指示を出す場合は避難所の場所を検討する必要があるということと考えております、避難所というのが通常の公共施設を災害時に避難所として活用しているという部分がございますのでなかなかこう新しく施設を建替えたりとか難しい部分もありますので、状況に応じてそれぞれその場所に応じて判断するというように考えております。

(委員)

今、国のほうもですね、千年に一度という言い方をして、私まだ具体的にどの様な雨がちょっとわからないんですけど、まあ例として2、3年前にあった熊本県の球磨川の豪雨、これを例として出しますが、これくらいになりますと、ハザードマップを変えるときにですね、やはりこういう避難所とか避難体制とかその辺を協議されて、その辺も含めてすべて適当か、不適当か、あの、水害の場合はやはり避難所としては不適です、というような表示をするか、そういうことでもしないとハード面での対応というのは、到底すぐにはできないから、そういう判断も早急にされた方がいいのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか？

(事務局)

避難所の表示というのは、今こちらが言われた、福川南小学校ですけど、ちょっと見え

にくいかもしれませんが、この高潮の場合、以前の想定であれば浸水想定範囲外になってまして、そのくらいの高潮であれば大丈夫、ここは体育館が2階にあるということもあります、そういった形で想定最大時は利用が難しいとか、2階だけは利用可能とかそういったところの表示は今回の見直しの想定をうけて、該当する避難所についてはこの○×(まるばつ)のところをみな変更して表示をしておるところです。

(会長)

よろしゅうございますか。他にはございませんでしょうか、よろしいでしょうか。無いようでしたら、情報提供になります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

先ほど一括して情報提供のほうも説明させていただきましたので、以上が内容となります。

(会長)

了解でございます。それでは以上で本日の会議は終了となりますが、せっかくの機会でございますので、これまでの議題項目に関わらずご意見や、ご質問等ありましたらお願いします。

(委員)

あの、野暮なことをお聞きするのですが、避難所のあり方というか、あのまあ大河内公民館、大河内市民センターを避難所ということに仮定した場合、避難される方の状況というものを考えて女性専用の避難所とか、あるいは子供がいる場合とかあるのでまず、あのその内容に応じて随時対応するというのも必要なのではないかと思うんですね、であの特に女性のほうは色々な何か複雑なところがあるから、やっぱりあの衝立とか、そういったものが必要になるでしょうか、そういうもんを考慮に入れていただきたいなと思います。であの災害が起こった、あるいは地震が起こった場合、あの、空き家が多いですね、空き家が、で空家に対してあのなんか誰も手が付けられんからそれも崩れて、で通行止めとかそういうもんがあるから、事前に空家に対して対応、対策というもんが必要じゃないかと思うんですね、災害が起こった場合すぐ、あのなんかさっと通れるような道路の整備とか、あるいはこの経路、経路のことを地域地域に徹底させる、住民に徹底していくと、たとえばある地域で起こった場合その地域の人がその順序に対応できる、というような日頃からのその徹底というのが必要じゃないかなと思います、以上です。

(事務局)

それではあの女性専用の施設、避難所についてなんですけど、そういった配慮は必要だと考えておられて、施設の中では、部屋を分けるということですね、女性専用の部屋にするとか、男性だけの部屋にするとかそういった配慮はしていく必要があると考えておられて、避難所運営班の中にも女性を半分、6人で対処しようという場合は半分は女性職員で対応したいと思っておりますので、女性に対するそういった配慮は十分におこなっていき

いと考えております。

空家のほうなんですけども、市の中でも空家を担当する部署もありますので、その辺は市民の方と連携をとりながら、危険な空家を把握するといった対応を平素から取っていきたいと考えております。

(会長)

よろしいですか、他には何かありませんでしょうか。

(委員)

この防災会議のメンバーについてなんですけど、今この高潮マップとかもそうなんですけど、自主防災組織も合併直後にできまして、28年までに35の区域に自主防災組織が組織されまして、ほぼ地域的には全地域カバーできるようになった、そういういった状況です。まあよく100%とか言われますけれども、自治会に入っていない人、自治会連合会、地区の連合会に入っていない自治会もありますから、決して100%ではない、そういう状況で、先ほどあったように高潮マップの見直しとか、いろいろあるときにやっぱり、その地区に住んでいる人とか、そういうとこの意見とかも必要だと思います。また防災危機管理課もいろいろと説明するときに自主防災組織と協力してというような言い方をしますけれど、私が今代表者として一人この場にきていますけれども、実はもう一人おるんですけどね、二人でやっています。また一方で市民参画という観点から見ても、市民といわれる方の参加がこのメンバー表を見ても少ない、頭でっかちな組織になっている、そういう意見を集約して、地域防災計画に反映させるという観点からいきまして、まああの条例定数というのを私は知っています、50名の条例定数、ですから、他の委員との割り振りとか考えてもらってですね、まあ防災組織から、各地区からあと5、6名、10名弱位のメンバーがこの会議に出席させていただくほうがいいんじゃないかと、私も全部の荷物を抱えてきてここで喋れと言われてもなかなか難しい、島しょ部もあり、河川部もあり、また海岸部分もあり、そういういろんな地域が、周南市は広いからですね、その辺もちょっと、メンバー構成も今度役員改選の時に検討されてはいかがかかなと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。どうぞ危機管理課の方。

(事務局)

今委員の方にご意見いただきました、我々としてもですねこのメンバーにつきましては迅速な災害対応が行えるということで、各区分に応じまして防災会議の皆さまを選任させていただいております。地域の声を聞くということも大切になります、しかしながら地域の方を10名程度というのはなかなか、かなわないかと思いますが、今後の防災会議の運営を検討するうえでいただきましたご意見は参考にさせていただきたいと思っております。それから、市のほうとしましては、防災会議等で決まった情報につきましてはですね、自主防災組織のネットワーク会議、年に一回ほど定期的に関わっておりますが、そこで議論しまして、次の地域防災計画の中に反映できるところは反映していきたいと思っております。

(委員)

ネットワーク会議の位置づけというのもね、あなたたちの報告を受けるという趣旨のほう大きいから、なかなかそれぞれの自主防災組織から意見を言うというのは結構難しいんですよ、ですから、各自主防災組織の各地区の代表者をこの場に出させていただいて、そして聞くというのもやっぱり重要な要素ではないかと思いこの発言しました。その辺を理解していただいて善処してください。

(会長)

はい、ありがとうございます。委員さん、その件に関してはまたこちらでも検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他にはございませんでしょうか。他にご意見ないようですので、本日の協議誠にありがとうございます。皆さま方にご協議いただきました周南市地域防災計画を基に関係機関相互の連携、協力体制をより緊密なものとし、災害に強い、安心安全なまちづくりを推進してまいり所存でございますので、より一層のご協力をお願いいたします。それでは事務局のほうにお返しします。

(事務局)

以上で議題のすべてを終了いたしましたので、令和5年度周南市防災会議を閉会いたします。本日ご承認いただきました周南市地域防災計画につきましては、所定の修正を行った後、市ホームページで公開しますので、ご確認ください。皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。お気を付けてお帰り下さい。